

西宮市地域防災資機材整備要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織が円滑な防災活動を行うのに必要となる防災資機材を整備することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織

災害対策基本法第2条の2第2項に規定される「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」であり、原則として自治会等を主な単位として地域の住民により自主的に組織され、災害予防、災害時の被害拡大の防止、避難行動、避難所運営等その他防災を主とした地域での活動を行うとともに、市長へ規約等届出のある公益的な組織をいう。

(2) 自主防災資機材

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年6月30日、西宮市条例第3号）第6条第1号の規定に基づき、市長が自主防災組織に対して予算の範囲内で支給する資機材をいう。

(3) 校区防災資機材

概ね小学校の通学区域内(以下「小学校区」という。)に係る自主防災組織が協同して使用するため、市長が小学校区毎に整備する資機材をいう。

第2章 自主防災資機材

(支給対象となる組織)

第3条 自主防災資機材の支給対象となる自主防災組織（以下「対象組織」という）は、以下の各号の規定する組織とする。

(1) 新規に結成した自主防災組織

(2) 新規結成後20年以上を経過し、かつ市長が別に定める自主防災資機材更新支給計画に規定されている自主防災組織、あるいはその他やむを得ない事情により、市長が自主防災資機材の支給を必要と認める自主防災組織

(自主防災資機材の支給)

第4条 対象組織から第5条の申請を受けた場合は、対象組織が次項に規定する付与点数以内にて別に定める自主防災資機材の目録から希望する品目及び数量を任意に選定し、それらを市長が購入のうえ対象組織に支給するものとする。

2 付与点数は、1対象組織につき、次の各号により算出した点数の合算とし、10点未満の端数は切り捨てる。

(1) 一律 1,000点

(2) 一世帯につき 2点 なお、世帯数は当該年度4月1日を基準とする。

(支給の申請)

第5条 自主防災資機材の支給を受けようとする対象組織は、自主防災資機材支給申請書及び自主防災資機材希望品目及び数量表を市長に提出するものとする。また、第3条第2号に規定する対象組織は、既存自主防災資機材返却届も添えて、市長に提出するものとする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査のうえ支給を決定し、自主防災資機材支給決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(受領報告書の提出)

第7条 自主防災資機材の支給を受けた対象組織（以下「受給組織」という。）は、速やかに自主防災資機材受領報告書を市長に提出するものとする。

(自主防災資機材の活用)

第8条 受給組織は、自主防災資機材を活用した自主的な防災訓練を行うとともに、西宮市が実施する各種防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加すること。

(自主防災資機材の管理・定期報告等)

第9条 受給組織は、自主防災資機材を適正に管理するものとし、定期点検、消耗品等や紛失等による補充、故障による修理は、当該受給組織の責任において行わなければならない。

2 受給組織は、毎年1回、自主防災資機材管理状況報告書に基づき数量を確認し、自主防災資機材の状況が分かる写真を添えて市長へ報告しなければならない。

(返還命令)

第10条 市長は、受給組織が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給した自主防災資機材の全部又は一部の返還を自主防災資機材返還命令書により命ずることができる。

(1) 支給を受けた自主防災資機材を他に譲渡し、又は故意に棄損したとき。

(2) 自主防災組織を解散し、又は相当期間にわたり活動を休止したとき。

第3章 校区防災資機材

(校区防災資機材の整備)

第11条 市長は、小学校区毎に別に定める校区防災資機材のうち適切な資機材を選定し必要数を整備する。

2 市長は、校区防災資機材を収める保管庫の設置箇所について、小学校区毎に適切に選定し、その管理者と協議の上定めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する整備から概ね20年以上を経過し、かつ、別に定める校区防災資機材更新整備計画に基づいて、別に定める校区防災資機材の目録から品目及び数量を適切に選定のうえ整備する。

(校区防災資機材の使用及び維持管理等)

第12条 自主防災組織、市長、保管庫の設置箇所に係る管理者は、相互に連携協力しながら、校区防災資機材の適切な使用及び管理を図るものとする。

2 自主防災組織は、平常時には防災訓練等に校区防災資機材を使用できるものとし、非常災害時には自主判断により救出・救助等を始めとした防災活動等に使用できるものとする。

3 市長は、校区配備資機材の維持管理を行うものとする。ただし、校区防災資機材に使用する燃料及びガスボンベ等の消耗品の補充は、自主防災組織が行うものとする。

(協定の締結)

第13条 市長は、前条の履行を担保するため、自主防災組織及び各保管庫の設置箇所に係る管理者との間で、使用及び維持管理に関する協定書を締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

自主防災資機材支給申請書

年 月 日

西宮市長 様

住 所
自主防災組織 名称
代表者名

令和 年度において、自主防災資機材〔 新規 ・ 更新 〕の支給を受けたいので、西宮市地域防災資機材整備要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 自主防災組織の名称
- 2 結成の年月日
- 3 組織の活動範囲（町番地）
- 4 組織の構成世帯数
- 5 自主防災資機材の保管場所（住所等）
- 6 自主防災資機材の保管方法
- 7 自主防災資機材の種類及び数量

〔添付書類〕

- (1) 規約及び防災計画書の写し
- (2) 自主防災資機材 支給希望品目及び数量表
- (3) 既存自主防災資機材返却届 ※更新資機材の支給のみ

自主防災資機材 支給希望品目及び数量表

No.	品目	点	数量	点計	No.	品目	点	数量	点計	
1					41					
2					42					
3					43					
4					44					
5					45					
6					46					
7					47					
8					48					
9					49					
10					50					
11					51					
12					52					
13					53					
14					54					
15					55					
16					56					
17					57					
18					58					
19					59					
20					60					
21					61					
22					62					
23					63					
24					64					
25					65					
26					66					
27					67					
28					68					
29					69					
30					70					
31					71					
32					72					
33					73					
34					74					
35					75					
36					76					
37					77					
38					78					
39					79					
40										
				小計					小計	
							合計点数			

既存自主防災資機材返却届

年 月 日

西宮市長 様

住 所

自主防災組織 名称

代表者名

自主防災資機材の更新支給に伴い、下表の既存の自主防災資機材を返却いたしますので、届出します。

No.	品目	仕様	単位	返却数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

以上

西地防支指令第 号
年 月 日

自主防災組織 名称

代表者名 様

西宮市長

自主防災資機材支給決定(却下)通知書

令和 年 月 日付で申請のあった自主防災資機材の支給について、下記のとおり支給条件を付けて決定したので、西宮市地域防災資機材整備要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 支給の可否 可 ・ 否
- 2 支給品目
別紙のとおり
- 3 否決の理由

〔支給条件〕

- (1) 貴会においては、自主防災資機材を活用した主体的な防災訓練を行うとともに、市が実施する各種防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加してください
- (2) 貴会においては、自主防災資機材の支給の日から適正に管理するものとし、定期点検、消耗品・紛失等の補充、故障による修理についても、責任をもって行ってください。
- (3) 保管庫の設置用地は、原則貴会の責任で確保し、その対処を行ってください。また、保管庫を移設する場合に、代替地の選定及び移設費用については貴会の責任にて対処してください。
- (4) 毎年1回、自主防災資機材管理状況報告書と管理状況写真を地域防災支援課へ報告してください。

自主防災資機材受領報告書

年 月 日

西宮市長 様

住 所

自主防災組織 名称

代表者名

自主防災資機材を下記のとおり受領しましたので、西宮市地域防災資機材整備要綱第7条の規定により通知します。

No.	品目	仕様	単位	受領数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

以上

自主防災資機材管理状況報告書

年 月 日

西宮市長 様

住 所

自主防災組織 名称

代表者名

自主防災資機材の管理状況につきまして、西宮市地域防災資機材整備要綱第9条の規定により、別に自主防災資機材の状況写真を添えて下記のとおり報告します。

No.	品目	単位	市支給 数量	点検結果 数量	支給一点検 数量差	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

以上

西地防支指令第 号
年 月 日

自主防災資機材返還命令書

自主防災組織 名称

代表者名 様

西宮市長

西宮市地域防災資機材整備要綱第10条の規定により、下記のとおり自主防災資機材の返還を命じます。

記

- 1 支給年度
- 2 支給決定番号 西防啓指令第 号
- 3 支給済みの自主防災資機材
- 4 返還すべき自主防災資機材
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還期限
- 7 返還方法
- 8 その他